

最高裁経監第879号

(会いー01)

平成29年6月29日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

出納官吏の支払金について債権差押命令があった場合等の事務の取扱いについて（通達）

資金前渡官吏の前渡資金又は歳入歳出外現金出納官吏の保管金（裁判所会計事務規程（平成29年最高裁判所規程第4号。以下「会計規程」という。）第24条第1号に規定する保管金（裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程（昭和37年最高裁判所規程第3号。以下「保管金規程」という。）第2条第1項に規定する保管金を除く。以下「一般の保管金」という。）及び保管金規程第2条第1項に規定する保管金（以下「事件に関する保管金」という。））の支払金について債権仮差押命令、債権差押命令若しくは転付命令（以下「差押命令等」という。）の送達又は債権譲渡の通知を受けた場合の事務の取扱いについて下記のとおり定められましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

## 第1 前渡資金

資金前渡官吏は、前渡資金の支払金について差押命令等の送達又は債権譲渡の通知を受けた場合には、直ちに送達又は通知を受けた文書の写しを支出官に送付

簿によって送付し、支出官の書面による指示に従って支払又は供託の手続をとる。

## 第2 一般の保管金

歳入歳出外現金出納官吏は、一般の保管金の支払金について差押命令等の送達又は債権譲渡の通知を受けた場合には、直ちに保管金提出書にその旨を記入の上、送達又は通知を受けた文書の写しを事務主任官（会計規程第24条第3号に規定する事務主任官をいう。以下同じ。）に送付簿によって送付し、事務主任官の保管票による指示に従って支払又は供託の手続をとる。

## 第3 事件に関する保管金

1 歳入歳出外現金出納官吏が事件に関する保管金の支払金（以下第3において「支払金」という。）について差押命令等の送達又は債権譲渡の通知を受けた場合には、次の手続をとる。

(1) 歳入歳出外現金出納官吏は、直ちに支払金に係る保管金提出書に送達又は通知を受けた旨を記入し、送達又は通知を受けた文書の写しを係書記官（保管金規程第3条に規定する係書記官をいう。以下同じ。）に送付簿によって送付する。

(2) 歳入歳出外現金出納官吏が所属する課の長は、送達又は通知を受けた文書に係る事務の処理について、(1)の係書記官の属する部（下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第4条に規定する部（同規則第10条の2第2項の規定により部とみなされるものを含む。）をいう。）の主任書記官（主任書記官の置かれていない裁判所にあつては、上席の裁判所書記官）と協議し、その協議の結果について、書面により事務局長（支部にあつては支部長、簡易裁判所にあつては司法行政事務を掌理する裁判官）の指示を受ける。

(3) 歳入歳出外現金出納官吏が属する課の長は、(2)の定めにより受けた指示を歳入歳出外現金出納官吏に通知し、歳入歳出外現金出納官吏は、その指示に従って支払又は供託の手続をとる。

2 1に定める場合において、次に掲げるときは、1の定めを準用する。

- (1) 支払金が執行官の取扱いに係るものであるとき。この場合において、1の(1)中「係書記官（保管金規程第3条に規定する係書記官をいう。以下同じ。）」とあり、及び同(2)中「(1)の係書記官の属する部（下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第4条に規定する部（同規則第10条の2第2項の規定により部とみなされるものを含む。）をいう。）の主任書記官（主任書記官の置かれていない裁判所にあつては、上席の裁判所書記官）」とあるのは、「平成4年9月25日付け最高裁民三第270号民事局長、経理局長、総務局長通達「執行官の事件に関する保管金の取扱い等について」記第1の2の(2)のアの係執行官」と読み替えるものとする。
- (2) 支払金が執行官事務取扱書記官の取扱いに係るものであるとき。この場合において、1の(1)中「係書記官（保管金規程第3条に規定する係書記官をいう。以下同じ。）」とあり、及び同(2)中「(1)の係書記官」とあるのは、「事件を担当する執行官事務取扱書記官」と読み替えるものとする。

#### 第4 その他

歳入歳出外現金出納官吏が債権譲渡の通知を受けた場合には、次の事項に留意する。

保管金の支払を目的とする債権のうち、保管金規則（明治23年法律第1号）第3条の規定によって債権の譲渡を禁止されている債権は、保管金受領証書によって権利を行使することを原則とする保管金返還請求権に限られ、これ以外の債権（例えば、民事訴訟費用の支払の請求権、民事執行法による配当金又は剰余金の請求権等）は、同条の対象とはならない。

#### 付 記

この通達は、平成29年7月1日から実施する。